

2024年1月

院外処方箋における調剤変更に関する事前合意のプロトコル 第2版修正版

国立病院機構鹿児島医療センター

1. 基本的事項

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更出来ない。
- ・全ての変更において変更前後の違い（薬価など）について患者に説明を行い、同意を必要とする。
- ・変更には安定性、溶解性、薬物動態特性、適応症等を十分考慮すること。
- ・麻薬及び抗がん剤は対象外とする。
- ・本プロトコルにより変更を行った場合には、処方箋備考欄に「国立病院機構鹿児島医療センターとの事前合意にプロトコル区分○番による変更」等と記すこと。
- ・処方箋に医師の指示がある場合、その指示を優先すること

判断に悩む場合は薬局で拡大解釈をせず、必ず照会すること。

2. プロトコル区分（詳細及び具体例については別紙1に示す）

- ①成分名が同一である先発品/後発品への銘柄変更
- ②剤形の変更
- ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④湿布薬や軟膏での包装単位変更
- ⑤取り決め範囲内での日数の適正化
(残薬調整及び隔日投与指示等の処方日数調整)
- ⑥一般名処方における別規格・類似剤形の先発品への変更
- ⑦患者の希望等で行う半割、粉碎、混合あるいは一包化調剤
- ⑧週1回、あるいは月1回内服のビスホスホネート製剤およびDPP-4阻害剤の処方日数の適正化
- ⑨患者の希望等で行う消炎鎮痛外用剤における、パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆
- ⑩外用剤の用法（適用回数・適用部位・適用タイミング）が口頭指示されている場合の用法追記
- ⑪患者の希望等で行うエンシュア・H、アミノレバン等における味の変更

3. 各種問い合わせ窓口及び受付時間

①処方内容に関すること（調剤に関する疑義）

受付時間：平日 9：00～17：00

窓口：処方医

②保険番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日 9：00～17：00

窓口：医事課

※①、②お問い合わせ先

TEL：(代表) 099-223-1151

4. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更を行い調剤した場合は、その内容を原則 Fax にて連絡する。(次回からの処方に反映) ただし、別紙1に示した内容の一部に関しては Fax 連絡不要とする。

代表 Fax：099-226-9246

5. その他

「おくすり手帳」等による情報のフィードバック推進をお願いいたします。

6. プロトコル改定が生じた場合について

プロトコルの改定が行われた際には、当院から電子メール等で改定プロトコルを送付する。

契約解除をする場合には、プロトコルの送付から1週間以内にその旨を担当者メールアドレス宛に送信する。

送信がなかった場合には、改定したプロトコルでの契約が継続されることとなる。改定されたプロトコルと適用開始日は当院薬剤部 HP にも掲載するものとする。

2022年3月（第1版）

2024年1月（第2版修正版）